様式第１号（第２条関係）

ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト使用承認申請書

年　　月　　日

堺　市　長　様

ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラスト管理要領を遵守することを了承のうえ、下記のとおり、ハニワ部長・ハニワちゃんの写真・イラストを使用したいので、申請いたします。

〇申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 | 〒 |
| 法人・団体等の名称 |  |
| 代表者（役職・氏名） |  |  |
| 電　話 |  | FAX |  |
| URL |  |

〇担当者連絡先（本申請に係る窓口）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属部署名 |  | （フリガナ）役職・氏名 |  |
| 電　話 |  | FAX |  |
| E-mail |  |

〇添付書類

|  |
| --- |
| * 誓約書（様式第2号）
 |

〇写真・イラストの使用内容（対象物１つにつき、この書類を１枚記入してください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用しようとする写真・イラスト番号 | 写　真 |  |
| イラスト |  |
| 対象物の名称（商品名等） |  |
| 対象物の種別 | □商品への利用（食料品）□商品への利用（食料品以外）□商品以外への利用（広告、販促グッズ、配布物等） |
| 対象物の内容※サンプル、図面等も添付してください |  |
| 製造予定個数（当初） |  |
| 販売予定価格 |  |
| 販売、配布等する地域 | □インターネット販売□全国（インターネット販売を除く）□堺市内　　□羽曳野市内　　□藤井寺市内　　□近畿圏（大阪、京都、滋賀、和歌山、奈良、兵庫）□東北圏（青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形、新潟）□首都圏（千葉、東京、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨）□中部圏（岐阜、愛知、三重、長野、静岡）□九州圏（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、山口、沖縄） |
| 主な販売店、配布場所 |  |
| 使用期間 | □使用承認の日から２年を経過する日の属する年度末 |
| □使用承認の日から　　　　年　　月　　日まで |

様式第２号（第２条関係）

誓　約　書

　私は、ハニワ部長・ハニワちゃん写真・イラストの使用承認申請にあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

１　ハニワ部長・ハニワちゃんの写真・イラストを使用しようとする対象物が、第三者の特許権、意匠権、商標権、著作権その他の法的権利を不当に侵害していないこと。

２　次の全ての事項に該当していないこと。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種

（３）タバコの販売等に関するもの

（４）ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く。）

（５）貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条に規定する貸金業

（６）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第３０条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。

（７）法律に定めのない医療類似行為を行う者

（８）占い又は運勢判断

（９）調査会社、探偵事務所、興信所等

（10）社会的な事件又は問題を引き起こしている業種又は団体

（11）総会屋、｢暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団体又は個人

（12）その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない者

（13）公的機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止等を受けている企業等

（14）市税を滞納している者

（15）民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者

（16）その他市長が不適当と認める者

年　　月　　日

堺　市　長　様

住　　所

法人・団体の名称

代表者（役職・氏名）